

NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



● 2012 年度第 1 回実務担当者会議開催報告

2012 年 5 月 17 日 (木) 15 時から 17 時 30 分まで、フォレスト仙台 5 階 501 会議室において、18 人の出席で開催しました。入間田範子事務局長から、2011 年度事業報告・2012 年度事業計画 (案)、2011 年度介護ネットみやぎ総会第 5 回理事会にて議決承認された議案についての報告がありました。

情報交流・情報提供では、介護報酬改定後の影響と今後の課題について、出席者より報告交流を行いました。「限度額いっぱいを利用している方は自己負担が発生したり、限度額内に収めるために、利用



第 1 回実務担当者会議

回数を減らさざるを得ないということが起きている。」訪問介護の生活援助で時間を調整するために混乱した。」などの影響が報告されました。また、「処遇改善加算の割り当ての仕方をどのようにしているか」などの質問もなされました。「介護プロフェッショナルのキャリア段位制度」について資料提供としました。2012 年度苦情解決の第三者委員研修・情報交流会企画、2011 年度苦情・相談の報告、次回 (2012 年度第 2 回) 実務担当者会議について連絡があり、2012 年度第 1 回実務担当者会議を終了しました。

● 2012 年度第 2 回実務担当者会議開催報告

2012 年 7 月 11 日 (水) 14 時 30 分から 17 時まで、フォレスト仙台 5 階 501 会議室において、20 人の出席で開催しました。野崎和夫理事から、2012 年度総会・第 1 回理事会報告、新役員体制と新事務局体制について報告がありました。また、情報交流・情報提供では、「2012 年度介護報酬改定に伴うアンケート」の実施について、内容や実施時期のご意見を伺いました。出席者からアンケート実施のスケジュールは、事業所の比較的時間のある時期 (8 月 10 日～8 月 25 日) にしてほしいなどの要望や、居宅介護支援・通所介護のアンケート内容についてご意見をいただき、アンケートの内容に生かすこととしました。



第 2 回実務担当者会議

介護ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護 (尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護ネットみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぷ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・協同組合日専連仙台・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県民連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪

● 2012 年度第 1 回実務担当者会議拡大学習会開催報告

2012 年 5 月 17 日（木）実務担当者会議終了後、16 時から 17 時まで、実務担当者を含め 15 団体 40 人と事務局 5 人が参加し、講師に社会保険労務士門田陽子さんをお迎えして、拡大学習会開催しました。

「介護事業所の労務管理のポイントについて」をテーマに、労働基準法に照らして事例等をまじえ、介護報酬改定に伴う対応を講義していただきました。特に労働契約の内容について、書面で確認することの重要性を話されました。



講師の門田陽子さん

Point 労働条件は書面で明示しましょう ⇒労働基準法第 15 条

○明示すべき労働条件の内容

【書面で明示すべき労働条件の内容】

- ・労働契約の時期（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）
- ・就業の場所・従事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項（始業・就業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等）
- ・賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期に関する事項
- ・退職に関する事項（解雇の事由を含む）

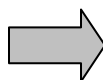
【その他明示すべき労働条件の内容】

- ・昇給に関する事項
- ・退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与、労働者に負担させる食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁、休職に関する事項…これらについて定めた場合

○労働日（労働すべき日）や始業・就業時刻など下記①～③が月ごと等の勤務表により特定される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間



- 1) 勤務の種類ごとの①～③に関する考え方
- 2) 適用される就業規則上の関係条項名
- 3) 契約締結時の勤務表について、書面の交付により明示しましょう

● 2012 年度苦情解決の第三者委員研修・情報交流会開催報告

2012 年 7 月 11 日（水）、実務担当者会議に先立ち 14 時 30 分から 16 時まで、苦情解決の第三者委員と実務担当者の合同研修を、第三者委員 4 人、実務担当者を含め 12 団体 33 人、事務局 8 人、合計 45 人の参加で開催しました。

第三者委員は昨年度に引き続き、阿部徹さん（民生児童委員）、齋藤幸子さん（消費生活専門相談員）、高橋昭さん（前なのはな会理事長現在相談委員・経営コンサルタント）、水谷英夫さん（弁護士）、渡邊礼子さん（ボラネット杜の丘代表・ボランティアアドバイザー・地域福祉アドバイザー）にお引受け頂き、今年度の共同委嘱は 15 団体、134 事業所となります。

はじめに介護ネットみやぎと各事業所から、この一年間の第三者委員への相談がなかったことが報告されました。

合同研修の講師には篠崎良勝八戸大学人間健康学部人間健康学科准教授をお迎えし、「介護職員の医行為とその背景・課題」－医療行為の問題から紐解く介護の未来－をテーマに介護現場における医療行為の問題についてお話いただきました。

DVD に収められた、震災後介護施設が不足する中での介護が行われた様子などを見た後、パワーポイントで介護現場における医療行為の問題について、クイズなども交えながら講演していただきました。介護現場で求められている介護職員の医療行為について、どのように考えていくべきか参加者の皆さんにとって興味深い内容の学習会でした。



講師の篠崎良勝さん

● 厚生労働省・復興庁・宮城県・仙台市に「東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書」を提出し要請を行いました

東日本大震災により被災した被保険者に対する介護保険料と利用者負担金減免の扱いは、福島第一原子力発電所事故の避難者を除き、2012年9月30日が期限となっています。

介護ネットみやぎは、関係5団体（他4団体：宮城県保険医協会・宮城県民主医療機関連合会・宮城県社会保障推進協議会・21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会）とともに、宮城県議会に「東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減額・免除認定証の継続に関する意見書を求める請願書」を提出しました。宮城県議会本会議では、「東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書」（以下、「意見書」）が、7月6日に採択され、国に提出されました。

しかし、厚生労働省は、7月24日（火）に各都道府県介護保険主管部あての通達を出し、従来の減免措置を打ち切ると同時に、一定の基準を満たす場合のみ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る減免額10分の8について財政援助をすることとしました。これにより、被災市町村によって10月1日以降の介護保険料と介護保険利用者負担の減免が受けられないこととなっています。

そのため、介護ネットみやぎでは、県内選出の国会議員に「意見書」を送付し、7月26日には、議員会館を訪れ「意見書」について説明しました。その後、日本生協連福祉事業推進本部の職員とともに、厚生労働省を訪問し、いまだ生活再建に至らない被災者の介護保険の利用の状況の説明と介護保険利用負担の減額の継続の必要性を訴えました。

8月7日（火）には、東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求めるために、仙台市健康福祉局を訪ね、高橋健康福祉局長をはじめ担当課の皆さんと懇談しました。

また、10日（金）には宮城県保健福祉部を訪ね、「東日本大震災被災者の介護保険料と介護保険利用者負担の減免の継続を求める要望書」（以下、「要望書」）を提出しました。当日、県側からは正木保健福祉部次長、渡辺保健福祉部課長ほか2名が出席し、介護ネットみやぎからは入間田副理事長、野崎理事、鈴木事務局長がお会いし、あらゆる手立てを講ずることを要望しました。



7月26日 厚労省へ要請



平野大臣との意見交換

28日（火）には、厚生労働大臣へ再度「要望書」を提出し、未だ生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを要望しました。

その日の午後には、介護ネットみやぎと岩手・宮城・福島被災3県生協連の代表者が、平野達男復興大臣と吉田泉復興副大臣兼内閣府副大臣にそれぞれ面会し、被災地の置かれている現状をお話しました。

● 2012 年度第 2 回「情報の公表」調査員研修会開催報告

2012 年 9 月 6 日（木）10 時 30 分から 3 名の参加と、13 時 30 分から 4 名の参加でフォレスト仙台 3 階介護ネットみやぎ事務所において、初心者向けパソコン体験講座の研修会を開催しました。基本の操作や文字の入力、宮城県の「情報の公表システム」やインターネットでの地図検索などを学習し、「検索はおもしろい」という感想をいただきました。

● 2012 年度第 2 回情報の公表向上検討委員会開催

8 月 21 日（火）13 時 30 分から 15 時 00 分まで介護ネットみやぎ事務所において 7 人の出席で開催し、第 2 回調査員研修会で学習する初心者向けパソコン体験講座の内容が話し合われました。実際に向上委員の 2 名に体験して研修の内容の確認をしました。

● 2012 年度介護ネットみやぎ第 1 回地域密着型サービス外部評価フォローアップ研修報告

7 月 31 日（火）10 時 30 分から 12 時まで仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台セミナー室において評価委員、評価調査員、介護サービス情報の公表調査員 29 人の出席で拡大学習会を開催しました。公益社団法人仙台市防災安全協会講習課課長の荒茂さんに「グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策（消防法の基準）」と題して講義をしていただきました。2006 年 1 月、長崎県大村市のグループホームで深夜、火災が発生し、入所者 7 人が亡くなるという惨事があり、2007 年 6 月、消防法施行令が一部改正されました。最近の社会福祉施設の火災事例を含め、「防火管理者の選任義務」「消防用設備等の設置義務」などについて法令改正点を中心に分かりやすく説明していただきました。また、施設の避難訓練のビデオを通して「火災場所の確認」「確実な通報」「早い消火」「安全な避難誘導」「防火等の閉鎖」など被害を最小限にするためのポイントを学びました。いざという時に素早く行動するためには、「ミニ消防訓練」「利用者の状態を示す目印」「近隣の方との連携」の重要性などを教えていただき、さらに、調査訪問において感じた疑問点などについても回答いただき今後活かせる学習会でした。また、13 時から齋藤境子理事長が「2012 年度地域密着型サービス外部評価調査員委託（2012 年 7 月 1 日～2013 年 6 月 30 日）通知書」を授与しました。入間田範子副理事長より「介護ネットみやぎ地域密着型サービス外部評価書類」「2011 年度外部評価事業報告」「2012 年度外部評価事業計画及び実施状況」などについて説明しました。

● 2012 年度宮城県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修報告

宮城県地域密着型サービス外部評価実施要領に基づき、地域密着型サービス事業所が提供するサービスの外部評価を実施するにあたり、必要な知識及び技術を有する評価調査員を養成することを目的とし、講義・演習・実習形式で計 4 日間のカリキュラムで開催され、介護ネットみやぎから 16 人が参加しました。1 日目と 2 日目は 2012 年 7 月 17 日（火）と 18 日（水）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで、宮城県仙台合同庁舎 1001 会議室や県庁 611 会議室において「高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解」、「小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の基本理解及び外部評価項目」、「サービス評価の必要性と目的」、「サービス評価の流れと手続き」について受講し、3 日目はそれぞれが県内のグループホームや小規模多機能型居宅介護事業所において訪問調査実習（7 月～8 月）を行いました。4 日目は 9 月 11 日（火）午前 10 時から自治会館 206 会議室において「実習を踏まえた調査方法、項目の理解」、「研修のまとめ」について学習しました。